

な額が算定されるまでの間の暫定措置とし、常勤の特別職及び議会議員の報酬額につきましても、現行の虹田町の条例本則に規定する額の九十五%の額とする。

また、行政委員会（公平委員会を除く）、その他付属機関等の報酬額につきましては、現行の報酬額を比較し高い額のおおむね九十五%の額とする。ただし、選挙長、選挙立会人等の選挙事務に関する報酬額につきましては、国会議員の選挙時の執行経費に関する法律に規定する額とすることが決定されました。

### (3) 合併協定項目の変更協議について

協定項目の変更につきましては、「介護保険料については、三年間現行のとおりとする」ことの三協定項目が変更されました。

### (4) 洞爺湖町の組織・機構（第一次原案）について

新町における組織・機構につきましては、これまで専門部会、幹事会において慎重な検討が重ねられ、洞爺湖町の組織・機構（第一次原案）として報告されました。

第一次原案では「新町の事務組織・機構の整備方針」、「本町と総合支所の役割分担に関する基本指針」に基づき、二部十課、一出納室、一総合支所及び一支所体制であります。今後、さらに検討を重ね、二月中には人員配置についても決定されるものと考えております。

### (5) 指定金融機関選考小委員会の設置について

新町における指定金融機関につきましては、協定項目の調整方針において、「新たに指定金融機関を選定すること」で確認されていることから小委員会を設置し協議することになりました。

## 教育長行政報告

### ▽「洞爺子ども議会」の開催について

村づくりに対する中学生の関心を深めてもらうために開催している「明日の洞爺を創る洞爺子ども議会」が十二月五日、役場本会議場において村議会と同じような議事進行で、洞爺中学校の三年生十名により開催されました。

当日は、村民の方の傍聴や報道機関が取材する中、村長から激励の言葉を受けた後、中学生議員から「洞爺村に住んでいる私たちは、洞爺村をもっと住みよい村にするために、私たちに出来ることを考えたり、進んで取り組んでいかなければなりません」と一般質問の趣旨説明を行い、その後、「合併後の住民負担や姉妹町村交流の見通し」や「学校関係」などの質問を8名が行い、わかりやすく具体的な答弁を受けた後、最後に全員が感想を発表し、終了しました。

### ▽子どもの健全育成サポートシステムについて

近年、少年非行が多様化、深刻化している現状から学校の指導だけでは対処しきれない事態が起きることもありま

す。このような状況を踏まえ、児童生徒の非行・再非行の防止や犯罪被害の未然防止に向け、必要に応じ学校と警察が互いに問題行動に関する情報を交換し、緊密な連携のもとに子どもの健全育成を推進する必要があります。

このための方策として、「子どもの健全育成サポートシステム」を構築することとし、平成十七年十一月二十九日洞爺村教育委員会と札幌方面伊達警察署との間で本サポートシステムの協定を締結いたしました。

このことにより、学校内外における犯罪の未然防止や児童生徒の安全確保のため、警察との緊密な連携が図られることになりました。

### ▽洞爺村香川獅子舞の村文化財指定について

九月三十日に洞爺村教育委員会にて洞爺村香川獅子舞を村の無形文化財として指定いたしました。

指定については、九月二十九日に洞爺村文化財審議委員会より答申をいただき、その答申を踏まえ洞爺村文化財保護条例に基づき決定をしたものです。

洞爺村香川獅子舞は、明治三十年代に香川県から伝えられ五穀豊穡と家内安全を祈り、神社の祭典などで奉納し活動も活発でした。

しかし、昭和二十三年火災により道具類が焼失し、いつたんは途絶えたものの香川地区開拓百年を迎える平成元年までに何とか復活させようと昭和六十二年に洞爺村香川獅子舞保存会が結成され、現在に至っています。

### ▽姉妹町村少年交流事業について